

ミルトンとイギリス国務会議¹⁾

加藤 和 敏

本論は、ジョン・ミルトン（1608-74）がイギリス国務会議に迎えられて政治に関わった次第を私なりに概観するものである。ミルトンと国務会議の関係については、マッスンがその百科全書的な著作『ミルトン伝』で頻繁にふれ、最近ではR. T. ファロンが『政府内のミルトン』で詳細な調査をしたところである。²⁾

ファロンの研究は外交文書などの調査の精緻さに特徴があるが、ミルトンの国内政治へのかかわり—これには国務会議議事録やミルトンの公刊論文、書簡以外に有力な証拠文書がほとんどない—については筆を慎んでいる。そこで、私は大胆に推測を働かせて、国務会議を中心とするイギリス革命にミルトンがいかに関わったかを概観した。もちろん、これが科学性に欠けるとの批判は覚悟の上である。が、事実という点と点を結ぶには大胆な推論も必要で、こうしてこそ真のミルトン像も浮かび上がってくると思われる。

I

ミルトンがイギリス政治に直接関わる直前まで執筆していたのは『イギリスの歴史』（*The History of Britain*）であった。³⁾ そこで注目されるべきは、その第3巻でローマ人の撤収直後に起きたイギリスの混迷状態を叙述したあとに、彼が「余談」あるいは「脱線」として書いたもので、そこには現下の革命にたいする絶望感が表われている。定説では、1648年の晩春と推測されるミルトンの絶望感は、しかし、半年後に独立派による革命指導権獲得で急転する。事態は国王処刑にむけて進展したのである。ミルトンはすかさず『為政者在位論』（1649年2月出版）で人民主権論を押し出し、国王処刑論を擁護し革命の推進を訴えた。彼は1649年3月、誕生間もない共和国の国務会議に招請された。言

うまでもなく、彼の王制廃止の主張が独立派幹部に歓迎されたためである。ところで、ミルトンは国務会議というものの政治的性格をどれくらい認識していたのであろうか。

レヴェラーズの指導者・リルバーン（John Lilburne）にとって、国務会議はイギリスにとってまったく「新規の機構、今まで経験のない性質の機構であり、権力を恒久化・・・するのではと人々が恐れている」組織であった。さらに、軍幹部が「国務会議を支配し、国務会議をつかって彼らの独裁支配をうちたてることこそが彼らの主たるねらいであり、意図である」とリルバーンに言わせたほど危険な代物であった。⁵⁾

もっとも、「国務会議」という名称はイギリス革命の中ですでに使用されてきたものではあった。それは、すでに軍幹部がチャールズと交渉する中で作成した提案、「提案要綱」（1647年8月）に登場していた。アイアトン起草のこの文書では、国務会議は第1に貴族院・庶民院の統括する「民兵軍」を監督・指揮する組織であるが、さらに国王の枢密院に準ずる権力をもち、他国との交渉権と、（議会の承認を要するとはいえ）戦争あるいは条約を結ぶ権限さえもっている。⁶⁾そして、この国務会議の成員は、議員の任期が2年であるのにくらべ、「7年を超えない」という永い任期が与えられている。この提案は国王に向けてなされたもので、国務会議が国王の意思を通すための機関であり、枢密院同然となっているのも当然であった。このように、アイアトンの提案した国務会議は、提案時期が王制廃止以前の段階とはいえ、また国王チャールズ1世の意思に迎合するためとはいえ、議会をはるかに凌ぐ権力を有した機関であったと言えよう。

いっぽう、この「提案要綱」の影響もあってか、レヴェラーズも「国務会議」の設置を考案したことがある。それは、第2次人民協約に見られるもので（1648年12月）、国務会議は新しい議会が開かれた20日以内に指名されるもので、次の議会の初日に解散されるというものであった。⁷⁾注目すべきは、この国務会議には議員以外の者が指名され、主とした任務は休会中の重大事に議会を召集することが想定されていて、この国務会議に権力が集中される危険性はきわめて少ないことである。

さて、新規の国務会議、つまり共和国国務会議であるが、形式的には従来、議会内の公安委員会と呼ばれていたものに相当する。議会が国王と戦争状態に入り、スコットランドとの対立が表面化した段階で、これは両国委員会という名称に変更され、しばしばダービーハウスで会合が持たれたためにダービーハウス委員会と呼ばれることになったものである。ところが、1649年2月7日、王制および上院の廃止宣言がランプ（残部）議会で決議された翌日、軍幹部はこれを議会内の一委員会から議会外の政治執行機関へと昇格させ、重要な政治的判断をここで決めることにし、議会に条例（order）として通過させた。⁸⁾これが出来上がった国務会議である。

議会によって、国務会議が国務執行機関としてあらためて認められたのは2月13日であったが、そのさい国務会議の成員の任期は1年とされ、定員は40名を超えないとされた。この任期が短くされたのは、レヴェラーズの「権力を恒久化する」との批判をそらそうとした結果と推測される。1年毎に更新すれば、同一の人物が引き続き国務会議の成員でいられるわけで、軍幹部にとってこれは無理をしない措置であった。定員は実際には、41名となった。

こうして国務会議が成立したが、議会は俗に「ランプ議会」（the rump parliament, 残部議会）と呼ばれるもので、かつてプライド大佐（Thomas Pryde）のクーデターによって王党派や長老派が粛清された残りの議員で構成されていたから、国務会議の意向がほぼまかり通る状態になっていた。そしてレヴェラーズが守れと主張する「辞退条例」は完全に無視され、軍幹部が国務会議の定員にまでなり得て、彼らの意向が濃厚に反映する国政が執行可能となった。

国務会議の構成員をみると、貴族が5名、軍人が10名、議員が32名、法律家が6名で、国王チャールズの処刑に署名した「国王殺し」が13名入っていた。こうした構成についてリルバーンは言っている：

我々が国務会議の構成員を考えれば、いっそう不平を言わざるを得ません。第1に、軍の長が構成員に入っているのは彼らの出した人民協約の内容にまっこうから矛盾します。2名の裁判官、・・・も問題です。それに、5名の元上院議員ですが、彼らは国王と貴族に関する決議と議会審議をが

んとして受け入れなかった者です。また2名は星室長の裁判官であって、星室庁から出された残虐きわまりない判決をよしとした者です。⁹⁾

彼の批判しているのは、民衆支配にたけた連中を駆り集めたクロムウェルら軍幹部の危険な意図であった。じっさい、歴史家アボットが言ったように「軍士官であり、議員でもあり、かつ旧ダービーハウス委員会のメンバー、[チャールズ処刑の判断を下した] 高等裁判の委員、国王処刑の署名者を兼ねた唯一の人」クロムウェルが実質的に国務会議の中核をになうのは明らかで、彼が専制への道を急ぎ足で歩き出したわけである。¹⁰⁾

今クロムウェルが「専制への道を」と述べたが、政治的には、独立派ヘゲモニーの確定と革命の進展を彼らの権益を保障する地点にとどめ始めたと言えよう。独立派にとって、国王の処刑は思ってもいなかった事態で、これはレヴェラーズら独立派より左の勢力に押された結果であった。独立派は国務会議を用いて革命の進展を留めようとしたわけで、国務会議はいわば反革命への機関として機能していくことになる。だから、国務会議は独立派より右の保守陣営からの攻撃に備えることも任務であったが、何より左翼陣営へ圧力をかけていくことを目指すものであった。

ミルトンはこうした国務会議に招請されたのだが、彼はただ共和国を支持したい、その一念だけで入ったようで、この機関のもつ政治的な性格を十分把握していたとは思えない。たぶん国務会議のブラドショー（John Bradshaw）の推薦で、ブラドショーあるいはヘンリー・ヴェイン（Henry Vane, Jr.）の訪問を受け、国務会議の職・外国語書記官の任務を承諾したようである。ブラドショーはミルトンにとって遠い縁戚関係にあり、ミルトンは内戦以前から訴訟事件で弁護士であった彼の世話になっている。また、彼は共和主義に傾き国王処刑に率先して働いてきた人物で、かつてはリルバーンが星室庁から扇動文書公刊のかどで告発されたときに彼を弁護して活躍したことがある。またヘンリー・ヴェインだが、彼は生まれのよさで議会でも一目おかれていたが、外交と海軍の強化に貢献し、国内政治においては革命政府樹立にクロムウェルに協力してきた。ヴェインは若い時期に千年王国思想の影響を受け、新大陸に渡ってマサチューセッツの行政長官となりながら、正統ピューリタニズムに反する

反律法主義者を擁護しようとした裁判で負け、イングランドに帰ってきた経歴がある。厳格な長老主義を嫌悪し、諸派にたいし共感を抱いている彼は、一貫して宗教上の寛容と「一人が支配する」政治体制に反対している。そして、彼は第五王国派のロジャー・ウィリアムズ (Roger Williams) とアメリカ以来の親交があったが、ウィリアムズはミルトンとも親交があって、3者の間には強い結びつきが認められる。こうした共和主義的傾向のブラドショーとヴェインの訪問を受け、ミルトンが国務会議への招請を求められたのだから、ミルトンとしても国務会議が軍幹部主導の機関、しかも革命の進展を制御するものとなるとは思ってもみなかったであろう。

II

誕生したばかりの共和国が直面したのは、王党派長老派勢力のスコットランドとアイルランドにおける叛乱蜂起への策動であり、国内的には右から王党派長老派勢力の「国王殺し」弾劾、左からはレヴェラーズの「軍幹部の専制支配」弾劾であった。こうした状況にたいし、国務会議は成立早々、軍の派遣を決めたが、なお左右からの敵対プロパガンダに適切な対応が迫られた。後者に対しては、早急に言論統制と反駁文の作成が必要とされた。ミルトンに課せられたのは文書の検閲と外交文書の作成であった。検閲というと、『アレオパジティカ』の筆者にとって意に反する行為ではなかったのかという疑問が生じるかもしれない。しかし、ミルトンが反対したのは文書の印刷以前での検閲であり、印刷後の事情聴取についてはなかった。国務会議もはじめは印刷以前の文書取り締まりを厳しくしようとしたが、マッスンの指摘するように、ミルトンの意向は国務会議内部に徐々に浸透し、印刷後の文書検閲に移行していった。¹¹⁾ このように言っても、もちろんミルトンが国務会議による左翼の言論抑制に協力したことは否定できないが、文書の印刷以前での検閲への意向を抑えた功績は認めてもよい。

ミルトンが国務会議の指示で『平和条項についての所見』を、ついで処刑されたチャールズを聖化する『王の像』(Eikon Basilike) にたいする反駁文『偶像破壊者』を書き、保守陣営にたいする批判をしたこと、その一方ではレヴェ

ラーズが2回にわたって軍幹部・国務会議批判をおこなった書『イングランドの新たな鎖』にたいする反駁文を書かなかったことは、しばしば指摘されることである。ミルトンがレヴェラーズへの反駁文を書かなかったことに関して結論的に付言すれば、国務会議の文書作成要請にたいして、ミルトンは口には出さなかつたにせよ「適材適所」を訴えたかつたのだろう。ミルトンはまず外国語秘書官であり、対外政策にこそ本来の任務があつたはずである。『平和条項についての所見』はアイルランド・スコットランドにたいする共和国の態度表明であり、『偶像破壊者』はヨーロッパの王政支持者へのアピールであつた。イギリス国内の、しかも共和制支持の左翼を論駁するには、彼以外のふさわしい者が選ばれてしかるべきである。とはいえ、この段階でミルトンの思いを推測すれば、レヴェラーズに対しては、自分と近い政治思想から「かつて国王処刑を口にしていたのに、いまになってどうして国王処刑や国務会議を弾劾するか」との困惑を抱いていたであろう。

ミルトンの国務会議での働きのうち、あまり脚光をあびない分野にマーシャマント・ニーダム (Marchamont Needham) の監督がある。当初ミルトンはニーダムの文書を検閲する任務を任されていた。その関係で共和国批判の文書を矢つぎ早に出したニーダムと数回にわたって話し合う機会がもたれた。¹²⁾ たぶん、この批判精神ばかり旺盛な男を一転して共和国の有力な支持者にしたのはミルトンのようで、ニーダムの政治新聞ともいふべき『メリクリウス・ポリティクス』を代表的な共和国支持雑誌にしたてあげたのはミルトンの功績であつた。

III

しかし、ミルトンが共和国を支持し、国務会議に加わつた動機のひとつは、宗教上の自由の実現であり、より具体的には国家教会の否定と十分の一税の廃止を達成できるとの思いがあつた。その実現に向けてミルトンが期待したのは、第1にクロムウェル、そしてヴェインであつたろう。「福音浄化」の美名のもとに長老派をはじめとする勢力は1652年に左派諸教派を排斥する運動を展開する。この頃ミルトンの感じた危機感はクロムウェルとヴェインへのソネットに託されている。しかし、独立派の政治ヘゲモニーが確立したといつても、国

家教会と十分の一税の問題は厄介であった。独立派の中には富裕化した連中が十分の一税を得られる教会領を取得しており、彼らは既得権益を守るために国家教会を廃止したくなかったからである。1653年2月には事実上、国家教会の採用が下院で議決されてしまう。

こののち、ミルトンは国務会議の要請で『イギリス人民の弁護』（1651年2月出版）を書いて、大陸からの共和国批判に応じているが、急速に視力は衰え、片方の目しか使えない状態になる。それまでも国務会議には、しばしば外国語書記官向きの議題のない時には健康上の理由で欠席していたのだが、いよいよ会議への出席はまれとなった。

1653年3月には秘書官を統括するフロスト（Gualter Frost）が亡くなり、代わってサーロウ（John Thurloe）がその任に就く。ますます視力の衰えを感じるミルトンは、自分を助けてくれるラテン語書記官としてマーヴェル（Andrew Marvell）を推薦するが、サーロウが採用したのはメドウズ（Philip Meadows）であった。オランダで諜報活動をしてきた政治屋サーロウにとって、学者詩人のミルトンはどうやらうとましい存在に映ったかもしれない。ともかくもミルトンはこの頃から国務会議には参加せず、外交文書の翻訳の仕事があれば、国務会議のメンバーの方から彼の元を訪れるという手順が定まってきた。

1653年4月にクロムウェルはハリスン（Thomas Harrison）をつかってクーデターを敢行し、ランプ議会を解散する。クロムウェルは革命遂行の同志であったブラドショー、ヘンリー・ヴェインを裏切り、軍幹部の支配にますます傾斜する。そのなかでもミルトンは依然国務会議から離れていない。彼はむしろハリスンのクーデターを肯定している。続く指名議会にも彼はその任務から離れなかった。さらに12月のクーデターによってプロテクター制が誕生するわけだが、翌年にミルトンが出した『第2の弁護』（1654年3月出版）を見るかぎり、これに賛意を表している。とは言っても、ミルトンが手放しで相次ぐクーデターで成立したプロテクター政を礼賛しているわけではない。

彼は『第2の弁護』で苦渋の選択をしていると言ってもいい。ランプ・長期議会の墮落ぶりに飽き飽きしたからといって、武力に訴えたクーデターが歓迎

されるべきではない。しかし少数者革命の限界から、ミルトンは聖徒の政府を維持するためにクーデターをも是認せざるをえなかったようだ。プロテクター政が独裁政とはいえ、あくまで革命政府であり、これを放棄するなら王政への回帰を招いてしまうからであった。

この論文の中で、ミルトンは現政府を擁護する一方、クロムウェルにたいし今までの同志を見捨ててはならないと勧告している。それは、ミルトンがクロムウェルとともに賞賛している人々のカタログを見れば、革命政府を維持するための大同団結を求める彼の気持ちがわかってくる。彼が称えているのはクロムウェルと以下の14人で、下線を施したのが、プロテクター政第1年目の国务会議の成員（クロムウェルを含めて8名）である：

Bradshaw, Fairfax, Fleetwood, Lambert, Desborough, Whalley,
Overton, Whitelock, Pickering, Strickland, Sydenham, Sidney,
Montague, Lawrence

下線の施していない6名は当時の国务会議にいない者だが、そのうちウェイリー、ホワイトロック、シドニーはオリヴァー派であると、マッスンは言っている。¹³⁾しかし、アルジャノン・シドニーはプロテクター政を肯定してはいない。¹⁴⁾（だから14人のうちプロテクター政支持が10名、指示しない者が4名となる。）ブラドショー、フェアファクスは政府を離れ、オーヴァトン（Robert Overton）はクロムウェルと衝突してスコットランドに駐屯中で、プロテクター政府の出方をうかがっていた。ミルトンはこれら政府から離れた者には紙面を費やしてことさら友情あふれる称え方をしており、現国务会議に入っているピカリング以下の者にたいしては名前を列挙しているにすぎない。

しかし、革命政府樹立の功労者ということでミルトンが称える者の中にヴェインの名が欠落しているとは、誰でも気づくことである。ヴェインがクロムウェルと対立し野に下っている現実、またヴェインと敵対するランバートが国务会議にいる現実に対応して、ミルトンは意識的にヴェインの名を挙げていない。これは、ミルトンがクロムウェルを刺激したくなかったからであろうか。いや、むしろヴェインの名を挙げないほうが「ヴェインの名前は挙げないが、名前を挙げた他にも革命政府を樹立するのに貢献した者がいたのだ、彼らを見

捨てるな」とのメッセージを送れると思ったのではなかったか。

しかしながら、こうしたミルトンの願いが聞き入れられるはずがない。なぜなら国務会議そのものが、変革を抑える機能を果たさなければなかったからである。そのためにも、レヴェラーズだけでなく共和派までも押さえ込まなくてはならなかった。

クロムウェルや軍幹部の口先を別にして、革命政府がイギリス政治をどこまで抑えようとしているかは、1657年2月に議会で『謙虚な請願』が提出された事件に象徴的にうかがえる。この『請願』はクロムウェルに国王の称号を与える提案を含んでいる。クロムウェル自身が大いに動揺したことは良く知られたことであるが、問題は提案者パック(Christopher Pack)がロンドン大商人で、政治の表には出てこないが商人層が政治をすでに左右し、彼らの意図する路線でイギリスを收拾しようとしていることがわかって¹⁵⁾。

ミルトンはプロテクター政府の中で生涯年金として年150ポンドを支給される身分で仕えている。そして、1657年5月には国務会議が旧名「枢密院」(the Privy Council)、つまり共和国成立以前の名称に変更されて、議会の選出を経ないメンバーで構成されるという、文字通り復古的な政治機関となっても、なおこの政府に仕えていた。

IV

こうしたミルトンの共和国政府への貢献を眺めると疑問が出てこよう。なぜミルトンはあれほどにクロムウェルに奉仕してきたのかという疑問が。

革命末期の3つの文書、59年2月の『教会への為政権力』、59年8月の『雇われ牧師』そして1660年3月の『自由共和国建設論』、これらが示すのは、ミルトンの政治的宗教的信条がかなりな部分ヘンリー・ヴェインのそれと共鳴していることである。そして、いわゆる共和派の「古き良き大義」運動にミルトンも加わっていることである。それなら、ブラドショーやヴェインがクロムウェルから離れていった時期に、なぜミルトンもクロムウェルから離れなかったのであろうか。

推測でしかないかもしれないが、ミルトンが信条的には自分に近いヴェイン

よりクロムウェルに寄り添ったのは、ミルトンの政治的判断があったようである。クロムウェルから離れることは共和国を保守勢力の攻撃にさらしたままに放置すること、王政への復帰、つまりは「エジプト帰り」を許すことにつながるとミルトンは思ったようだ。

これがミルトンに好意的な解釈だと言うなら、ミルトンが英雄クロムウェルを偶像視していたからだと言えるだろうか。かつてミルトンはチャールズ1世の偶像に呪縛されている人々に向かって自ら「偶像破壊者」として現れ、理性に訴えかけようとした。皮肉にも、そのミルトン自身がクロムウェルの偶像に呪縛されていたのだろうか。

ただ私が言えることは、たぶんその後、ある時点でミルトンは自分がクロムウェルの独裁政に手を貸したとの思いを抱いたことである。その思いは、ミルトンが詩の世界にひたるとき表現される。ひょっとすると、罪を承知でイヴの神の掟破りに自分も心中せざるをえなかったアダムに自分を重ねたかもしれない。あるいは、神の支配に敢然と挑みながら自己の醜い野心を見ざるをえなかったセタンにクロムウェルを重ねたかもしれないのだ。

ミルトンと国務会議の関係を概括しようとするなら、少し乱暴かもしれないが、ミルトンはできるだけ対外国関係での任務に自らを限定したと言える。国内政治上では国務会議に加わった初期に印刷検閲に関して働いた以外、目につく働きが見られない。それ以後、彼はほとんど国務会議に影響を与えていないようなのだ。ただ、必要なら国内的にも反王党派・反長老派の勢力の結集を呼びかける用意があったようではある。こうした点で、左派勢力をどんどん切り捨てて自らの独裁政治に向かったクロムウェルとはちがう。ミルトンは地味ながら左派勢力の調停者の働きを果たそうとしていたと言えよう。国務会議に出席しなくなった以降、とりわけクロムウェルの死後、ミルトンはそうした姿勢で、国内政治に関わっている。共和制末期の彼の働きは、左派勢力の唯一の結集点「共和国」を守ることに注がれた。

注

- 1) 「国務会議」とは the Council of State をさすが、実はこの日本語名称は日本の西洋史家の間で慣習的に使用されている訳を踏襲したもの。the Council of State の意味から言えば「国家（総）評議会」のほうが好ましいと筆者は思っている。なお、本論は日本ミルトン・センター第29回研究大会（於同志社女子大学、2003年10月18日）において発表した原稿に加筆訂正を施したものである。
- 2) 言及したものは以下のもの：David Masson, *The Life of John Milton*, 7 vols. (1875-94; rpt. Gloucester, Mass. : Peter Smith, 1965) ; Robert T. Fallon, *Milton in Government* (Pennsylvania : The Pennsylvania State University Press, 1993).
- 3) 『イギリスの歴史』が出版されたのは1671年で、王政復古後であった。そして、「余談」は後に（1681年）あらためて『長期議会（1641年）の特徴』という題名でミルトンが出版することになったものの土台となる。
- 4) French Fogle's Introduction to "The Digression" in *Complete Prose Works of John Milton*, eds. Don M. Wolfe et al., 8 vols. (New Haven, Conn. and London : Yale UP, 1953-82), Vol. 5, p. 433 を参照。
- 5) "The Second Part of Englands New-Chains Discovered" by John Lilburne et al. in William Haller and Godfrey Davies (eds.), *The Leveller Tracts 1647-1653* (New York, 1944; rpt. Gloucester, Mass. : Peter Smith, 1964), 171-189, p. 183. 拙訳『イングランドの新たな鎖（1649年）、イングランドの新たな鎖・第2部（1649年）』、*Mulberry*, Vol. 39, 67-122, p. 101.
- 6) "The Heads of Proposals Offered by the Army," in *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution*, (ed.) S. R. Gardiner, (London : Oxford UP, 1889; 3rd edn., 1906), 316-26, pp. 319-320.
- 7) "The Agreement of the People," in Gardiner (ed.), 359-71, p. 368
- 8) Masson, IV, p. 11 参照。
- 9) "Englands New Chains Discovered" in Haller and Davies (eds.), p. 163; 拙訳『イングランドの新たな鎖（1649年）、イングランドの新たな鎖・第2部（1649年）』, p. 77.
- 10) W. C. Abbott (ed.), *The Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, 4 vols. (Cambridge, Mass. : 1937-47), Vol. II, p. 15.
- 11) Masson, IV, pp. 92-94 参照。
- 12) Masson, IV, pp. 226-29; 325-35 参照。
- 13) Masson, IV, p. 606 参照。

- 14) Jonathan Scott, *Algernon Sidney and the English Republic 1623-1677* (Cambridge : Cambridge UP, 1988) pp. 113ff. 参照。
- 15) Masson, V, 121-3, 126, 129参照。